

2016.3.1

CSR・ERM トピックス <2015 No.11>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2016 年 1 月～2 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<コーポレート・ガバナンス>

OISS が「2016 年版 日本向け議決権行使助言基準」を発表

（参考情報：2016 年 1 月 7 日付 ISS HP）

世界最大手の議決権行使助言会社 ISS（Institutional Shareholder Services Inc.）は 1 月 7 日、本年の株主総会において機関投資家が議決権を行使する際の指針「2016 年版 日本向け議決権行使助言基準」を発表した。

本基準は、「取締役選任」、「監査役選任」、「役員賞与」、「買収防衛策」など、株主総会の各種議案について、機関投資家が賛成・反対の投票をする際の参考となる基準を示しており、本年 2 月開催の株主総会から全ての上場会社を対象として活用される予定。

このうち、日本の上場企業の 9 割を占める監査役設置会社の取締役選任議案（経営権の争いがない場合*）の助言基準は、以下の通り。

監査役設置会社においては、下記のいずれかに該当する場合、原則として反対を推奨する。

- ①資本生産性が低く（過去 5 期平均の自己資本利益率(ROE)が 5%を下回り）かつ改善傾向にない場合、経営トップである取締役
- ②総会後の取締役会に最低 2 名の社外取締役がない場合、経営トップである取締役
- ③親会社や支配株主を持つ会社において、ISS の独立性基準**を満たす社外取締役が最低 2 名いない場合、経営トップである取締役
- ④前会計年度における取締役会の出席率が 75%未満の社外取締役
- ⑤少数株主にとって望ましいと判断される株主提案が過半数の支持を得たにもかかわらず、その提案内容を実行しない、あるいは類似の内容を翌年の株主総会で会社側提案として提案しない場合、経営トップである取締役

（「2016 年版 日本向け議決権行使助言基準」より抜粋、下線は弊社が加筆）

従前の基準では「社外取締役が不在の場合」は反対推奨していたが、本基準では複数名の社外取締役がいなければ反対推奨としており、取締役会の構成要件を厳格化している。

* 取締役選任議案（経営権の争いがある場合）

ISS は、経営権の争いがある場合について、例えば経営権の争いを理由とする株主提案による取締役選任議案が提案され、プロキシ・ファイト（委任状争奪戦）の状態にある場合などを指すとしている。

** ISS の独立性基準

ISS は、独立性に関し、「会社と社外取締役や社外監査役の間に、社外取締役や社外監査役として選任される以外に関係がないこと」を求めており、例えば、下記のケースでは多くの場合、独立性がないと判断している。

- ・会社の大株主である組織において勤務経験がある

- ・会社のメインバンクや主要な借入先において勤務経験がある
- ・会社の主幹事証券において勤務経験がある
- ・会社の主要な取引先である組織において勤務経験がある
- ・会社の監査法人において勤務経験があった
- ・コンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係が現在ある、もしくは過去にあった
- ・親戚が会社に勤務している
- ・会社に勤務経験がある

<雇用慣行>

○厚生労働省が「正社員転換・待遇改善実現プラン」を発表

(参考情報：2016年1月29日付 同省 HP)

厚生労働省は1月29日、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を加速するための計画として「正社員転換・待遇改善実現プラン」を発表した。

同省は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれる中、非正規社員の希望や意欲、能力に応じた「正社員への転換・待遇の改善」を進めることが、国内企業の生産性を高め、日本経済の好循環に資する、と考えている。

同プランは『「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－』や「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」に盛り込まれた非正規社員の正社員転換や雇用管理の改善を推進するための具体的な取組計画という位置づけで策定された。

同プランの推進期間は2016年から2020年の5年間であり、その進捗状況を毎年把握・公表するとしている。また、各都道府県労働局に設置されている「都道府県正社員転換・待遇改善実現本部」において、同プランと各地域の産業構造等を踏まえた「地域プラン」を個別に策定し、対策を進めることとしている。

同プランが掲げている主要な目標は以下の通り。各種目標の達成のため、ハローワークとの連携強化、業界団体等に対する働きかけ、人材の育成、助成金の交付等の施策を推進する、としている。

対策	目標	参考データ
不本意非正規雇用の低減	不本意非正規雇用労働者の割合（全体平均）10%以下	18.1% （平成26年平均）
若者の雇用	新規大学卒業者の正社員就職の割合 95%	92.2% （平成27年3月卒）
	新規高校卒業者の正社員就職の割合 96%	94.1% （平成27年3月卒）
待遇の改善	正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る	—

<ダイバーシティ>

○ロート製薬が副業制度等ダイバーシティ実現に向けた新たな取組を発表

(参考情報：2016年2月24日付 同社 HP)

ロート製薬は2月24日、社員の多様な働き方を推進する制度として「社外チャレンジワーク制度」「社内ダブルジョブ制度」を制定した。

本制度は同社が同日に制定した新コーポレートアイデンティティ「NEVER SAY NEVER」*を達成するための2つの柱*2の1つとしての位置づけである。

「社外チャレンジワーク制度」は、土・日・祝・就業後に、収入を伴った仕事に就業することを認める制度であり、社員がNPO等の事業に積極的に参画し、地域活性化や環境保全等に貢献することが可能となる。また、「社内ダブルジョブ制度」は、一つの部署に留まらず、複数の部門・部署を同時に担当できる制度である。

いずれの制度も、社員が兼業や部署の兼務を通じて、現在の業務のみでは得られない新たな気づきや経験により個々のレベルアップを図ることを目的としている。国内の正社員約1,500人を対象に、4月から実施する予定としている。

* NEVER SAY NEVER

同社は、製薬会社としてCSRを達成するために、新たなコーポレートアイデンティティ「NEVER SAY NEVER」を制定した。「NEVER SAY NEVER」は直訳すると「不可能は絶対はない」という意味になるが、同社では以下の様に定義している。

世の中を健康にするために

自分の進むべき道を見据え

どんな困難にもめげず

常識の枠を超えてチャレンジし続けること。 (同社ホームページより引用)

** 2つの柱

「NEVER SAY NEVER」の実現のために、社員の健康管理意識を高めるための取組と、社員の働き方の多様性を促進するための取組を制定した。

海外トピックス：2016年1月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<リスクマネジメント>

○世界経済フォーラムが「グローバルリスク報告書 2016」を公表

(参考情報：2016年1月14日付 世界経済フォーラム HP)

世界経済フォーラムは1月14日、グローバルリスク*に関する影響度と発生可能性を分析した「グローバルリスク報告書 2016」を発表した。

影響度および発生可能性が高いグローバルリスクの上位5項目は以下のとおり。「気候変動の緩和・適応の失敗」「極端な気象（洪水や暴風等）」といった環境関連のリスクが上位に多くランクされる結果となった。

影響度		発生可能性	
1位	気候変動の緩和・適応の失敗	1位	大規模な非自発的移民
2位	大規模破壊兵器	2位	極端な気象（洪水や暴風等）
3位	水危機	3位	気候変動の緩和・適応の失敗
4位	大規模な非自発的移民	4位	地域的影響を伴う国家間紛争
5位	極端なエネルギー価格の変動	5位	重大な自然災害（地震、津波、噴火、磁気嵐等）

今回の報告書ではリスク相互の関連性についても検証が実施され、「気候変動の緩和・適応の失敗」といった環境リスクが「水危機」「食料不足」といった社会リスクを高める可能性など、少数の重要なリスクが相互に影響して大きな影響をもたらす可能性が示唆された。同報告書は、リスク間の相互の関連性を知ることにより、どの分野の対応を優先するかを決めて不測の事態に備え、リスクに適応することが重要としている。

* グローバルリスク

世界経済フォーラムはグローバルリスクを「今後10年間のうち発生した場合に、複数の国や個人にネガティブな影響を及ぼす可能性のある事象や状況」と定義しており、政界、財界、学术界といった世界経済フォーラムのステークホルダー約750名へのアンケート調査の結果、29のリスクを選定した。29種類のグローバルリスクは以下のとおり。

経済リスク	主要経済圏における資産価値の極端な変動	環境リスク	極端な気象（洪水や暴風等）
	主要経済圏におけるデフレーション		気候変動の緩和・適応の失敗
	主要な機構の財政の失敗		主要な生物多様性の喪失、生態系の崩壊
	致命的な社会インフラの失敗や不足		重大な自然災害（地震、津波、噴火、磁気嵐等）
	主要経済圏における金融危機		人に起因する大規模な環境汚染（石油流出、放射性物質による汚染等）
	構造的な失業または不完全就業	社会リスク	都市計画の失敗
	不正取引		食料不足
	極端なエネルギー価格の変動		大規模な非自発的移民
地政学的リスク	極端なインフレーション		深刻な社会不安
	国家統治の失敗		急速かつ大規模な感染症の拡大
	国家間紛争		水危機
	大規模なテロ攻撃	科学技術リスク	科学技術の進歩による悪影響
	国家の崩壊や危機（暴動、予期しない軍事行動、国家破綻等）		情報インフラやネットワークの致命的な故障
	大規模破壊兵器		大規模なサイバー攻撃
			大規模な情報の盗難

(インターリスク総研訳)

<リスクマネジメント>

○国際標準化機構がISO31000に関する中小企業向けガイドを発行

(参考情報：2016年1月18日付 同機構 HP)

国際標準化機構（International Organization for Standardization 以下、ISO）は1月18日、リスクマネジメントに関する規格であるISO31000の中小企業向けガイド「ISO31000 - Risk management - A practical guide for SMEs」を発行したことを公表した。

ISOは中小企業の意思決定者のISO31000に対する理解と、中小企業の規模と複雑さに合ったリスクマネジメントの実践を支援するため、国際貿易センター（ITC）*、国際連合工業開発機関（UNIDO）**と共同で同ガイドを発行した。同ガイドは中小企業がISO31000に沿ってリスクマネジメントを実践する方法をわかりやすい表現で説明している。ガイド中の各項目はリスクマネジメントの実践度を問う質問と、質問に対する補足説明で構成されており、読者が関心のある項目や理解・実践が困難な項目を容易に参照可能な構成となっている。同ガイドの構成は以下のとおり。

ガイド本編	
	前書き
	0章 序文
	1章 目的及びガバナンス
	2章 指令及びコミットメント
	3章 リスクの運用管理のための枠組みの設計
	4章 リスクマネジメントの実践
	5章 枠組みのモニタリング及びレビュー
	6章 枠組みの継続的改善
附属書 A 中小企業のためのリスクマネジメント手法	
附属書 B 中小企業のための具体的ガイダンス	
附属書 C 中小企業のためのガイド、ハンドブック、参考文献	

* 国際貿易センター（ITC）

国連貿易開発会議（UNCTAD）と世界貿易機関（WTO）の共同機関。開発途上国及び移行経済国における持続可能な開発の達成のため、これらの国の輸出拡大及び輸入業務の改善のための努力を技術的に支援する。

** 国際連合工業開発機関（UNIDO）

国連の専門機関のひとつで、開発途上国や市場経済移行国において包摂的かつ持続可能な産業開発を促進し、これらの国々の持続的な経済の発展を支援する機関。

<環境>

○GAPが新たな環境目標を公表

(参考情報：2016年1月21日付 同社 HP)

米国アパレルメーカーGAPは、2015年に開かれた国連気候変動サミット（COP21）において締結されたパリ協定*を契機として新たな環境目標を設定し、2016年1月21日「グローバルサステイナビリティレポート 2013-2014」を通じて公表した。新たな環境目標とは、2020年末までに自

社で所有または運営する施設から排出される温室効果ガスを 2015 年の水準から 50%削減するというもの。

同レポートによれば、2020 年までにこの環境目標を達成するのは容易ではないものの、高い目標を掲げることで、店舗におけるエネルギー使用量をリアルタイムでモニタリングするといった技術革新の導入等を通じて、環境取組に対する新しい投資、新しいアプローチ方法、新しいオペレーションを促進していくという。なお、同社におけるこれまでの主な環境取組及び 2011 年～2014 年までの温室効果ガスの削減実績は以下のとおり。

【同社におけるこれまでの主な環境取組】

- ✓ Ceres** Business for innovative climate and Energy Policy (BICEP***) において環境宣言にサイン
- ✓ 社内に約 20 部門のリーダーを集めたサステイナブルビルディング&オペレーションズワーキンググループを立ち上げ、削減プランを展開・推進
- ✓ サービスプロバダー・エンジニア・環境評価専門家などのチームを立ち上げ、店舗や配送センターにおける温室効果排出に向けた改善取組を実施
- ✓ 米国における 30%以上の店舗、日本、英国の全店舗において LED 照明の導入
- ✓ 米国環境省による SmartWay®**** Shipping Partner への認定

【同社におけるこれまでの環境取組の成果】

	US				Global
	2011	2012	2013	2014	2014
総排出量	486,874	444,045	422,272	407,454	499,859
対 2008 年比削減割合	-20.8%	-27.8%	-31.3%	-33.6%	N/A

「グローバルサステナビリティレポート 2013-2014」をもとにインターリスク総研作成

* パリ協定

2015 年 11 月 30 日から 12 月 12 日にかけて、フランスのパリにて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（パリ会議）が開催され、アメリカや中国等の主要排出国を含む全ての国が参画し、かつ法的拘束力をもつ「パリ協定（Paris Agreement）」の採択に至った。このパリ協定は、「地球の平均気温上昇を産業革命前の水準に比べて 2℃よりはるかに低い水準に抑え、1.5℃に抑制する努力をする」ことを目的に掲げ、全ての国が自国の削減目標を 5 年ごとに提出・更新することが盛り込まれた

** Ceres (Coalition for Environmentally Responsible Economies)

米国に本部を置く環境団体。世界の主要な機関投資家や投資顧問会社、環境保護団体、自治体等が参加する。投資先企業に温室効果ガス排出等の環境関連リスクや持続可能性に関する戦略・活動等の調査を行う等して、同分野での情報開示の拡充を推進している。

*** BICEP

気候の安定と経済成長を両立させ低炭素社会への移行を可能にする法案の通過を求めるために Ceres が立ち上げた事業者連合。ギャップ、ナイキ、リーバイス、スターバックス、イーベイなどが参加している。

**** SmartWay®

サプライチェーンにおける貨物輸送効率を向上させることを目的として、米国環境省と民間事業者との間で結ばれるパートナーシッププログラムのことをいう。2004 年から開始され、陸運事業者、海運事業者、鉄道事業者等をはじめとして 3,000 社を超える企業がパートナーとして認定されている。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「水問題に関する記事で目にする「ウォーター・スチュワードシップ」や「国際ウォーター・スチュワードシップ基準」とはどのようなものでしょうか。また、企業がこれらに取り組むにあたり、どのような点に注意すべきでしょうか。」

Answer

1. 企業にとっての水リスク

「水リスク」に明確な定義はありませんが、水需給のひっ迫や洪水等の災害、水の大量利用による生態系への影響等、水に関する多岐にわたるリスクを指しています。

水リスクは企業の事業活動にも大きな影響をもたらします。例えば、水質汚染等の問題が発生すれば、法令によるペナルティ、地域社会からの信頼の喪失など、企業に大きな影響を与えることはもちろんですが、企業が事業活動に必要な水を利用、確保できないということも企業にとっては大きなリスクとなります。

そのため、水の利用可能性や水不足は、企業の成長や持続可能性へ直接的な影響を及ぼすとの認識のもと、その動向を投資家等が注視しています。この傾向は、2010 年から行われている英国 NGO の CDP¹による水に関する情報開示の要請（「CDP ウォーター」）や、2016 年の世界経済フォーラム（ダボス会議）の Resilience Insight にも大きく取り上げられていることから伺えます。

2. 「ウォーター・スチュワードシップ」とは

「ウォーター・スチュワードシップ²」は、水資源の管理に関する概念で、環境的に持続可能なだけでなく、経済的、社会的な視点でも様々なステークホルダーにとって公正かつ有益なことを目指すものとされます。

企業等においては、水質汚染や水不足等、事業活動を実施するうえで直面するリスクに対し、水を公的な共有資源として確実に維持・管理するために、すべての関係者が統合的に対策・措置を講じていくことを指しています。

この概念を具現化するため、以下に紹介する国際ウォーター・スチュワードシップ基準が策定されています。

3. 国際ウォーター・スチュワードシップ基準

（1）概要

Alliance for Water Stewardship (AWS)³は、2014 年に AWS International Water Stewardship Standard として、循環型社会を目指すサプライチェーンに関する認証基準を発行しました。

¹ Carbon Disclosure Project (CDP) は、機関投資家を代表し、企業に環境リスクへの対応戦略等の情報開示を求める非営利組織。

² AWS Standard v.1.0 では、“the use of water that is socially equitable, environmentally sustainable and economically beneficial, archived through a stakeholder-inclusive process that involves site- and catchment-based actions.”と定義される。

³ AWS とは、社会、経済、持続可能な環境の上でも高い価値を持つ「水」について、責任を持って使用していくことを推奨する非営利組織。2008 年に Water Stewardship Initiative (現在の Water Stewardship Australia)が中心となり設立。

同基準は、6つのステップおよび3つの付属書（Appendix）により構成されています。特に、Appendix B — AWS Standard Guidance については、各ステップでの詳細の説明や解釈等が記載されていることから、同基準において不可欠の部分と位置づけられています。

各ステップには、基礎的指標（Core Criteria）と発展的指標（Advanced-Level Criteria）があり、発展的指標には項目毎にポイントが設定されています。

これらを累積した合計ポイントにより、AWS Core, Gold, Platinum の3段階にレベルが設定されています。同基準では、各企業・組織による継続的な取組によるレベルアップを目指しています。

（2）取組内容（6つのステップ）

同基準を構成する6つのステップを紹介します。以下では、各ステップの基礎的指標として設定されている項目を紹介するとともに、企業等が取り組む際の留意点についても記しています。

①コミット（Commit）

ステップ②～⑥を実行するのに十分な経営層によるサポートがあることをコミットします。内容は文書化し、経営層による署名を入れ、明確なコミットにします。なお、付属書（Appendix B — AWS Standard Guidance）には、コミットメントに利用できる文面（英文）が示されています。

②データ収集（Gather and Process）

水の用途やその集水域（水利用に関連する流域）等に関するデータを集め、共有の資源である水資源に関する危険や影響、機会等に企業の事業活動がどのように影響しているかを確実に把握します。

なお、サイトが複数ある場合は、WBCSD の「Global Water Tool」や WRI の「Aqueduct」等を利用し、流水域ごとのリスク度合いを調査し、優先順位を付けて取組を実施することが有効です。企業等においては、以下のような取組を実施します。

- ・データ収集をする範囲を定める
- ・今回の取組に関連するステークホルダーを定める
- ・サイトのデータおよび集水域のデータを収集する
- ・間接的な水利用に関するデータについても収集する

なお、データ収集が難しい、または不可能な場合は、データ収集のための合理的な努力が望まれます。

③計画策定（Plan）

水の管理に関する計画を立案します。計画には明確性、計測可能性、実現可能性が求められます。誰が計画を実施するのか、責任所在を明確にし、時系列に沿った計画を立案します。この取組では、水管理に関する法的規制等を遵守することが前提とされています。また、取組内容を実践的なものとするため、以下のような内容を実施することを要求しています。

- ・水関連の法的規制等の遵守状況を評価するシステムを構築する
- ・サイトにおける水管理に関する緊急時対応計画を策定する
- ・関連当局に水管理に関する取組計画を報告する

④計画実行 (Implement)

ステップ③で立案した計画を実行し、水に関するリスクを低減し、改善に向けた具体的な取組を進めます。企業等においては、以下の点に留意しつつ、計画を実行します。

- ・法的規制等を遵守する
- ・水収支および水質を維持・改善する
- ・水管理に関する重点管理地域を維持・改善する
- ・集水域における間接的な水利用を維持・改善する
- ・水管理のインフラの所有者にリスク低減に資する情報を伝える

⑤評価 (Evaluate)

ステップ④で実施した内容に対する実績をレビューして、その結果を次回の計画に反映させます。年 1 回以上のレビューおよびその反映が望まれます。また、レビュー内容をステークホルダーと共有することで、風評に関するリスク低減を志向します。企業等では、以下のような取組を実施します。

- ・集水域等における今回の取組による実績、リスク、利益等につき評価する
- ・水関連の緊急事態等での自らの対応について評価する
- ・レビューした内容につきステークホルダーに助言を求める
- ・レビューした内容を水管理に関する取組および緊急時対応計画に反映させる

⑥開示によるコミュニケーション (Communicate and Disclose)

これまでのステップで実施してきた内容および実績をステークホルダーに対し開示し、コミュニケーションを図ることで、透明度とアカウンタビリティを高めます。企業等では、以下のような取組を実施します。

- ・サイトの管理状況を開示する
- ・水管理に関する年次実績を開示する
- ・集水域内のステークホルダーに取組内容を公表し、コミュニケーションを図る
- ・水管理に関する透明性および説明責任を促進する
- ・サイトにおける水および水管理に関する事項をより注視する

＜参考＞各ステップの発展的指標（例）

ステップ	発展的指標（例）
①コミット (Commit)	・AWS の他の中核プログラムについてもコミットしている（さらに、他の 3 つの中核プログラム全てにコミットしている） ・ウォーターフットプリント、ISEAL、ISO 等の他の基準についてもコミットしている
②データ収集 (Gather and Process)	・集水域内のステークホルダーと連携して水関連のデータを収集している ・集水域の水質や水利用可能性等に関して、具体的シナリオやモデル等をもとに、将来的な展望を把握している ・地下水の状況や環境のための水流およびサイトの潜在的寄与について把握している
③計画策定 (Plan)	・サイトの水管理の目標設定に関するステークホルダーの合意を得る ・将来にわたる気候変動への適応を明確にした取組内容としている

④計画実行 (Implement)	・集水域における水管理の実績（4つのゴール：適切な水管理、持続可能な水収支、適切な水質の維持、適正な重点管理水域の維持）に貢献している ・3つ以上の参加組織を含む双方向性の協力関係をもった集団として水管理に取り組んでいる（さらに、その集団の中心となり継続的な水管理に貢献している） ・ウォーターフットプリント、ISEAL、ISO等の他の基準における取組を完了している
⑤評価 (Evaluate)	・組織の執行部や代表が率先して水管理に取り組んでいる ・水管理に関する取組をステークホルダーに評価してもらうことを通して、ステークホルダー・エンゲージメントを強化している
⑥開示による コミュニケーション (Communicate and Disclose)	・所有者へ情報を開示している（さらに、CDP ウォーター、GRI等の認定フレームワークを支持している） ・水に関する教育的プログラムを実施している ・サイトでの水管理の取組を年次報告書に掲載している

(AWS Standard Version1.0 Table1 より)

4. おわりに

企業にとっての水リスクは、優先的に取組を行うべきリスクになりつつあります。

また、投資家も水リスクに対する企業の動向を注視しており、CDPを通じて水に関する情報開示を要求する投資家はここ数年で倍増しているといわれます。

CDPは、水に関する取組「CDP ウォーター」についても、スコアリングを導入しています。同団体が実施している情報開示・格付プログラム「CDP 気候変動」は、世界有数の企業の環境格付として認識されていることから、「CDP ウォーター」についても、今後、影響力の大きな環境格付に成長していく可能性があり、投資家らが投資先企業の環境リスクへ対応状況を評価する際の指標の一つとなることも想定されます。

企業が同基準や他の指標等を活用しつつ、ウォーター・スチュワードシップを向上させることは、水リスクへの対応力を強化することに直結し、企業の持続可能性を高めることにつながります。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社的リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016